

国立大学法人上越教育大学危機管理室の指導により、当面の間、以下のような登校（園）の取扱いになります。ご不明な点、ご心配なこと等がありましたら、各校園にご相談ください。
附属小学校長

新型コロナウイルス感染症に対応した幼児児童生徒の登校（園）の取扱い

令和2年3月13日
危機管理室決定
令和2年3月17日改正

本学附属学校園の幼児児童生徒が新型コロナウイルスに感染した場合及び感染が疑われる場合の登校（園）については、当面の間、次のとおりとする。

I 幼児児童生徒への対応

1 新型コロナウイルスに感染（疑い）の場合

(1) 新型コロナウイルスに感染した幼児児童生徒及び感染が疑われる幼児児童生徒で、次の(2)①～③のいずれかに当てはまる者は、学校保健安全法第19条の規定に基づき「出席停止」とし、学校・園への登校（園）を禁止する。

(2) 出席停止の判断の目安

- ① 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
- ② 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む。）
- ③ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

(3) 出席停止の期間

ア 新型コロナウイルスに感染していると診断された場合（上記(2)①該当）
出席停止の期間は、主治医により当該感染症が治癒したと判断されるまでの期間とする。

登校（園）に支障がないことを証明する登校（園）許可証明書の学校・園への提出をもって、出席停止を解除する。

イ 新型コロナウイルスの感染が疑われる場合（上記(2)②又は③該当）

「帰国者・接触者相談センター」に電話相談し、医療機関を受診した結果、感染していると診断された場合は、上記アと同様とする。

感染していないと診断された場合は、該当の症状が回復するまでの期間とする。主治医が登校（園）に支障がないと判断した場合に、保護者から学校への申し出により、出席停止を解除する。

(4) 感染等の報告

幼児児童生徒の保護者は、上記(2)①の場合、及び上記(2)②又は③に該当し「帰国者・接触者相談センター」に相談した場合は、速やかに電話又は電子メールにより、学校・園に報告する。（報告する事項は、別記2-1又は別記2-2とする。）

2 家族に感染の疑いがある（幼児児童生徒が濃厚接触者となった）場合

(1) 濃厚接触者の出席停止

同居する家族が感染者と診断された場合など、幼児児童生徒が「濃厚接触者」（別記1）となった場合は、自宅待機を要請し、その期間は出席停止とする。出席停止期間は、主治医または学校医の指示による。

保護者は、幼児児童生徒が濃厚接触者となった場合は、速やかに電話又は電子メールにより、学校・園に報告する。（報告する事項は、別記2-3とする。）

(2) 出席停止中の対応

出席停止となった幼児児童生徒は、不要不急の外出を控え、毎日の検温結果を記録するなどの健康観察を行う。

感染が疑われる症状が発生したときは、速やかに「帰国者・接触者相談センター」に相談するとともに、学校・園に報告する。

(3) 出席停止の解除

次のいずれかに当てはまる場合は、保護者から学校・園への申し出により、自宅待機を解除し、学校・園への登校（園）を認める。

- ① 医療機関の診断により、感染していないことが確認された場合
 - ② 14日間の観察期間が経過し、体調に異状が認められない場合
- 3 外国から帰国した幼児児童生徒の出席停止
外国から帰国した幼児児童生徒は、日本に帰国した日から14日間の出席停止とし、上記(1)～(3)と同様に取り扱う。
- 4 課外活動等
- (1) 課外活動の全ての活動（集会、食事会を含む。）は、令和2年3月31日までの間、原則として中止とする。
 - (2) 本学以外が主催するイベント等への幼児児童生徒の参加については、令和2年3月31日（火）までの間、原則として自粛を求める。

II その他

この扱いは、当分の間の対応指針であり、今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じ、適宜見直すものとする。

【別記1】

「濃厚接触者」とは、以下のいずれかに当てはまる者をいう。

- ① 新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む。）があった者
- ② 適切な感染防護なしに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護した者
- ③ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

【別記2】各校（園）に報告する場合の報告事項

2-1 感染が疑われる症状が出た場合

- ① 氏名
- ② 在籍する学校園・学年・組
- ③ 住所・住居（学生宿舎、アパートの場合は、部屋番号まで）
- ④ 現在の症状
- ⑤ 発熱、咳などの症状が現れた日
- ⑥ 受診・相談した医療機関（所在地も）
- ⑦ 医師等の所見、受診・相談後の措置
- ⑧ 電話番号、連絡方法

2-2 感染していると診断された場合

- ① 氏名
- ② 在籍する学校園・学年・組
- ③ 住所・住居（学生宿舎、アパートの場合は、部屋番号まで）
- ④ 感染症と診断された日
- ⑤ 受診した医療機関（所在地も）
- ⑥ 現在の症状
- ⑦ 医師の所見、診断後の措置（入院か、自宅療養か）
- ⑧ 発熱、咳などの症状が現れた日
- ⑨ 症状が現れた日以降における附属学校園関係者との接触状況（授業、保育、課外活動等の出席状況を含む。）
- ⑩ 過去1か月以内における外国渡航、国内旅行の有無（旅行した期間、国名、都市名、交通機関など）
- ⑪ 電話番号、連絡方法

2-3 濃厚接触者であることがわかった場合

- ① 氏名
- ② 在籍する学校園・学年・組
- ③ 住所・住居（学生宿舎、アパートの場合は、部屋番号まで）
- ④ 感染者との関係
- ⑤ 感染者との接触があった日・場所及び他の濃厚接触者
- ⑥ 本人の体調、症状の有無
- ⑦ 病院等受診の有無、病院名、医師の所見
- ⑧ 受診後の措置（入院、自宅療養、経過観察など）
- ⑨ 感染者との接触があった日以降における附属学校園関係者との接触状況（授業、保育、課外活動等の出席状況を含む。）
- ⑩ 今後の予定
- ⑪ 電話番号、連絡方法